＜2018 年＞

# 山梨県地域通訳案内士育成研修
## 研修受講生　募集要項

山梨県を訪れる外国人観光客に外国語で、世界遺産富士山を始め、本県各地の観光資源、食や文化など様々な地域の魅力を伝える地域通訳案内士を目指し、研修を受講される方を募集します。

| | |
|---|---|
| 募集期間 | 2018 年 5 月 25 日（金）～2018 年 7 月 1 日（日）17 時迄 |
| 書類審査<br>［申込み期限］ | Ｗ Ｅ Ｂ：2018 年 7 月 1 日（日）17 時必着<br>書類送付：2018 年 6 月 30 日（土）消印有効 |
| 対象言語 | フランス語・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語 |

【募集要項】
山梨県地域通訳案内士育成研修事務局（(株）ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内）ホームページからダウンロードができます。

山梨県

山梨県は、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく構造改革特別区域計画の認定（平成 27 年 11 月 27 日）を受け国家試験を受けることなく、山梨県が実施する研修を履修し、口述試験に合格した後、地域限定特例通訳案内士として山梨県知事の登録を受けることにより、山梨県内にて有償で通訳案内業務を行うことができる地域限定特例通訳案内士の養成研修を行ってまいりました。

通訳案内士は、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすることができる資格で、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）では国家試験に合格することが必要とされていましたが、平成 30 年 1 月、改正された通訳案内士法（以下「新通訳案内士法」という）が施行され、「地域通訳案内士」制度が創設されるとともに、旧計画が新通訳案内士法第 54 条第 1 項に規定する計画とみなされました。

山梨県は旧計画を一部改訂し、新通訳案内士法及び地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針（平成 30 年国土交通省告示第 3 号）に基づき、山梨県地域通訳案内士育成研修を実施します。

1　対象言語

フランス語／中国語／韓国語／インドネシア語／ベトナム語

2　研修募集定員

各言語 40 名以内（ただし合計 100 名以内）

定員に達し次第、受付終了

4　募集要件

(1) 言語

| 区分 | 言語 | 内容 |
|---|---|---|
| 母語が日本語<br>もしくは「母語が“フランス語・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語”以外の外国語（日本語能力試験N2 級相当以上)」である方 | フランス語 | 実用フランス語技能検定 2 級相当以上の能力を有していること |
| | 中国語 | 中国語検定 2 級もしくはＨＳＫ5 級相当以上の能力を有していること |
| | 韓国語 | ハングル能力検定２級もしくは韓国語能力試験 5 級相当以上の能力を有していること |
| | インドネシア語 | インドネシア語技能検定Ｂ級相当以上の能力を有していること |
| | ベトナム語 | 実用ベトナム語技能検定 2 級相当と同等以上の能力を有していること |
| 母語が“外国語”である方 | フランス語 ・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語 | 日本語能力試験N2 級相当以上の能力を有していること |

(2) その他

①年齢、性別、国籍の制限はありません。

②県外にお住まいの方も応募することができます。

③山梨県内で通訳ガイド資格を活かして活動することを目指している方に限ります。

5　研修スケジュール

※スケジュールは変更になる場合がございます

・募集期間：2018 年 5 月 25 日（金）～2018 年 7 月 1 日（日）

［受講申込書提出期限］

ＷＥＢの場合：2018 年 7 月 1 日（日）17 時迄

郵送の場合：2018 年 6 月 30 日（土）消印有効

・面接審査：2018 年 7 月 15 日（日）

［面接審査結果通知］

2018 年 7 月 18 日（水)、山梨県地域通訳案内士育成研修事務局（(株）ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内）ホームページにて発表予定

・研修期間：2018 年 7 月 28 日（土）～2018 年 9 月 9 日（日）

・口述試験：2018 年 9 月 15 日（土）

［口述試験結果通知］

平成 30 年 9 月 21 日（金)、山梨県地域通訳案内士育成研修事務局（(株）ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内）ホームページにて発表予定

6　提出書類・申込み方法

| | |
|---|---|
| 書類審査<br>申込み方法 | ＷＥＢまたは郵送のいずれかの方法によりお申込みください。<br><br>【ＷＥＢ申込み】<br>山梨県地域通訳案内士育成研修事務局（(株）ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内）より必要事項を全て入力の上、お申込みください。<br>ＦＡＸによる申込は受付できません。<br><br>【郵送による申込み】<br>封筒の表に「山梨県地域通訳案内士育成研修申込書在中」と朱書きし、送付してください。<br><br>送付先<br>〒113-0033　東京都文京区本郷 1-24-1<br>ユニゾ本郷一丁目ビル 5 階<br>山梨県地域通訳案内士育成研修事務局<br>(（株）ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内) |

| | |
|---|---|
| | 【留意事項】<br>山梨県地域通訳案内士育成研修事務局（(株）ツーリストエキスパーツ東日本営業部内）からの返信メールをもって、受付完了となります。但し申込み内容に不備がある場合、事務局より電話もしくはメールにて確認させて頂く場合がございますのでご留意ください。 |

7　研修受講者の選考

研修にご応募いただいた時点で書類審査を行い、通過者は事前説明会の案内及び面接審査を実施し、語学能力等に関わる事前審査を行います。審査の結果によっては研修にご参加いただけない場合もございます。

(1) 事前説明会・面接審査実施日

2018 年 7 月 15 日（日）

※事前説明会・面接審査日は、2018 年 7 月 4 日（水）頃、時間及び会場を書面にて個別に郵送通知いたします。地域によっては到着まで 3～4 日程度かかる場合がございます。予めご容赦ください。

(2) 選考基準

①山梨県地域通訳案内士育成等計画の主旨を理解・賛同していること
②通訳ガイドの資格を活かして活動する意思を有していること
③通訳案内業務を円滑に行うことができるコミュニケーション能力（語学力）を有していること
④山梨県の観光振興に対する高い興味・意欲があること
⑤様々な立場の人と共に仕事が出来る協調性・柔軟性を有していること
⑥通訳ガイドとして相応しい装い、振る舞いであること

8　研修受講の可否

2018 年 7 月 18 日（水）山梨県地域通訳案内士育成研修事務局（(株）ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内）ホームページにて発表予定

※合否等の選考結果や選考内容等について、個別にお答えすることはできませんので予めご了承ください。

9　研修受講料

10,000 円

※研修に利用するテキスト（資料）の費用を含んでおります。
※研修中の食事、会場までの交通費、及び宿泊費等は自己負担となります。
※日本赤十字社が行う救命救急等に関する研修を受講する場合は、別途実費が発生します。
※現場実習研修に要する経費（施設入場料・食事代等）は別途実費負担となります。詳細は研修初日のオリエンテーション時にご説明します。
※振込先等は、研修受講決定者にお知らせします。

１０　研修

参加者全員に同一のカリキュラムを受講していただき、通訳案内業務を行う上での基本的なガイドスキルや一般的な山梨県に関する知識を習得していただきます。講座研修時間は計 52 時間です。原則として遅刻・早退・欠席は認められません。

(1) 研修内容

| 研修科目 | | 日程 | | 研修時間 | | 概要 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 1 限目 | 2 限目 | 昼 | 3 限目 | 4 限目 | 5 限目 |
| | | | | 日本語が母語 | 日本語以外が母語 | 10：00～11：00 | 11：10～12：10 | 12：10～13：10 | 13：10～14：10 | 14：20～15：20 | 15：30～16：30 |
| 1 | オリエンテーション | 7/28 | 土 | 1 | 1 | ・研修の受講スタンスについて<br>・新通訳案内士法の制度等（通訳案内士制度と地域通訳案内士）について<br>・山梨のインバウンド施策等について | | | | | |
| 2 | ホスピタリティー研修 | 7/28 | 土 | 2 | 2 | ・通訳ガイドとしての接遇<br>・通訳ガイドとしてのおもてなしの精神、外国人観光客の特徴・習慣など | | | | | |
| 3 | ガイドスキル研修 | 7/28 | 土 | 2 | 2 | ・通訳ガイドのスキル・マナー・作法の基本など | | | | | |
| 4 | 観光資源研修 | 7/29 | 日 | 5 | 5 | ・山梨県の地理・観光資源概要・伝統文化<br>世界遺産富士山、南アルプスユネスコエコパーク等<br>ワイン・ジュエリー・フルーツ・甲斐絹等の名産品<br>信玄公祭りなどのイベントなど | | | | | |
| | | 8/4 | 土 | 5 | 5 | | | | | | |
| 5 | 救命救急 | 各自にて申込み受講 | | 3 | 3 | ・ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の取扱<br>・応急（救命）手当の知識・技術の習得<br>※一定の資格等を有する者は免除<br>※団体申込会場：(株)近畿日本ツーリスト関東　甲府支店　会議室（４階） | | | | | |
| 6 | 語学研修 | 8/5 | 日 | 5 | 0 | ・所定の外国語を用いてのコミュニケーションやインタラクション技術・手法<br>※一定の基準を満たす者は免除 | | | | | |
| | | 8/18 | 土 | 5 | 0 | | | | | | |
| | | 8/19 | 日 | 2 | 0 | | | | | | |
| 7 | 旅程管理研修 | 8/19 | 日 | 3 | 3 | ・旅程管理業務【国内実務】に関する事項<br>※一定の資格等を有する者は免除 | | | | | |
| | | 9/1 | 土 | 5 | 5 | | | | | | |
| 8 | 商品企画・セールス | 9/2 | 日 | 2 | 2 | ・ツアープランニングのコツ | | | | | |

| 研修科目 | | 日程 | | 研修時間 | | 概要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 10：00～16：00 |
| 9 | 現場実習研修 | 9/8 | 土 | 6 | 6 | 総合的なガイドスキルや地域の歴史・文化に関する深い知識。各地の緊急避難先の確認等、災害時や異常気象時における対応（研修の一部または全部を専攻言語で行う） |
| | | 9/9 | 日 | 6 | 6 | |

(2) 会場

①全体会場

公立大学法人　山梨県立大学　飯田キャンパス

〒400-0035
山梨県甲府市飯田 5-11-1
徒歩　ＪＲ中央本線　甲府駅　南口　徒歩 20 分
バス　ＪＲ中央本線　甲府駅　南口　山梨交通バス乗車場
・中央病院経由竜王駅行き→「飯田三丁目」下車徒歩 7 分
・長塚行き・長塚経由敷島営業所行き→「飯田三丁目」下車徒歩 7 分
・中央病院行き・中央病院経由敷島営業所行き→「飯田三丁目」下車徒歩 7 分
・飯田経由敷島営業所行き→「飯田三丁目」下車徒歩 7 分

②救命救急会場　（予定）
（株）近畿日本ツーリスト関東　甲府支店会議室（4 階）
〒400-0031
山梨県甲府市丸ノ内 2-1-1　4 階
甲府駅　南口　徒歩 3 分

(3) 科目免除
以下に該当する方は、一部研修を免除することができますので、研修免除を希望される場合は、研修初日受付時に次の証明書類の写しを提出してください。

| 免除科目 | 証明書類 |
|---|---|
| 語学研修（受講者の対象言語に関するもの） | ・通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に規定する全国通訳案内士資格又は地域通訳案内士であることを証するもの<br>・母語が“フランス語・中国語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語”であることを証するもの<br>（例）パスポート、在留カード、戸籍謄本など |
| 救命救急<br>注） | ・日本赤十字社、消防本部又は市町村等が実施する「基礎講習」や「普通救命講習」を受講したことがわかる書類<br>・応急手当普及員認定証<br>＊いずれも 2018 年 9 月 15 日まで有効であること |
| | ・医師法に規定する医師免許証、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許証または救急救命士法に規定する救急救命士免許証<br>・その他、普通救命救急に関わる資格 |
| 旅程管理研修 | ・旅行業務取扱管理者試験に合格したことを証するもの（1996 年 4 月以前）<br>・旅程管理主任者資格を有することを証するもの |

注）①救命救急　団体申込を希望される方（基礎研修・普通救命研修：有料 4 時間）は日本赤十字社が実施する“救急法基礎講習”を受講して頂きます。
実 施 日 時　2018 年 8 月 7 日（火）　09 時 00 分開始 13 時 00 分終了
申 込 金 額　1,750 円（税込・教本保険料マスク等、講師料含む）
申 込 期 限　この度の募集期間までとする

受講対象者　面接審査を合格した方に限る

受講に際し詳細は別途面接審査合格者にお知らせいたします

②事務局が指定する日時で都合が付かない方は、各自、消防本部等が開催する一般住民向け定期講習等に個別にお申込みいただき、2018 年 9 月 9 日迄に受講して下さい。また、修了証の写しは入手次第、提出して下さい。

１１　口述試験

(1) 実施日

2018 年 9 月 15 日（土）

(2) 実施内容等

①県が指定する研修を全て受講し、かつ語学力の要件を満たす者を対象に実施する。
②一人あたり入退室時間を含む 15 分程度の面接形式とする。
③研修の理解度を測定・審査する。
④外国語でのスピーキングスキル、プレゼンテーション能力及びガイド能力について審査する。

１２　合格発表

2018 年 9 月 21 日（金）

１３　登録

通訳案内士法に基づき、山梨県が実施する研修を全て履修し、口述試験に合格された方は、山梨県に申請して登録を受けることにより、地域通訳案内士の資格を取得することができます。
登録料は 5,100 円となりますので、登録時に県収入証紙により、県に納付して下さい。
登録を受けない場合には、山梨県地域通訳案内士として認定されたことにはなりませんのでご注意ください。
登録申請の際は、登録申請書その他の書類の提出が必要になります。
詳細については、県ホームページをご覧ください。

山梨県観光部国際観光交流課
地域通訳案内士の登録申請について
(http://www.pref.yamanashi.jp/kokusai/tokureituuyakuannnaishi.html)

１４　留意事項

(1) 研修には、現場実習研修が含まれます。研修中は、受講生ご自身の責任において、体調管理等に努めてください。
(2) 研修会場には託児施設はございませんので、ご了承ください。
(3) 地域通訳案内士への登録が個人の収入・その他の利益を保証するものでないことをご了承ください。登録を受けた方に山梨県が業務を直接斡旋するものではありません。
(4) 登録後、不適切な行為があった場合、「登録取消」となる場合がございますので予めご了承ください。
(5) 地域通訳案内士は全国通訳案内士とは異なります。全国通訳案内士として活動を希望される方は、全国通訳案内士試験（国家試験）を受験してください。
(6) 当該地域通訳案内士の資格を取得しても、全国通訳案内士試験（国家試験）の科目免除等の措置はございません。

１５　問い合わせ先

山梨県地域通訳案内士育成研修事務局

〒113-0033
東京都文京区本郷 1-24-1　ユニゾ本郷一丁目ビル 5 階
株式会社ツーリストエキスパーツ　東日本営業部内
TEL：03-5840-5731
E-mail：yamanashi-tex@gp.knt.co.jp

担当：積田・高出（たかで）・中西・長嶋
受付時間：平日 10：00～17：00（土日・祝日は受付しておりません）

主催者：山梨県

事業受託者：(株) 近畿日本ツーリスト関東　甲府支店